

定 款



中央可鍛工業株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、中央可鍛工業株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 可鍛鑄鉄鑄物、ダクタイル鑄鉄鑄物、普通鑄鉄鑄物、軽合金鑄物等の製造加工および販売
- (2) 金属製什器および諸機械の製造販売
- (3) 不動産の売買
- (4) 前各号に附随関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、3, 600万株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、買増しという。)を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求をすることができる権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿へ記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。

- 2 当該取締役に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の決議事項)

- 第17条 当社は、株主総会においては、法令または定款に定めがある事項をその決議により定めるほか、買収防衛策の基本方針をその決議により定めることができる。
- 2 前項における買収防衛策とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、買収防衛策としての新株または新株予約権の発行決議を行うなど、買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第20条 当社は、取締役会を置く。

(員 数)

第21条 当社の取締役は、13名以内とする。

(選任方法)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任 期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、予め取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。

- 2 当該取締役に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(相談役および顧問)

第29条 取締役会は、その決議によって、相談役および顧問を置くことができる。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会の報酬等)

第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の責任免除)

第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第33条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(員 数)

第34条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第40条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第43条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第45条 会計監査人の任期は、選定後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第47条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第48条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第50条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

